

特別養護老人ホームこころ三清荘 入居指針

1. 目的

この指針は、入居の必要性が高い申込者が優先的・緊急的に入居できるよう、特別養護老人ホームこころ三清荘（以下「施設」という。）の入居に関する手続き及び基準を明示することにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保すると共に、施設入居の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入居判定対象者

- (1) 入居判定の対象者となる者は、入居申込者のうち、次のいずれかに該当するものであって、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。
 - ア 要介護3から5の認定を受けている者
 - イ 要介護1又は2の認定を受けている者であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入居（以下「特例入居」という。）が認められる者
- (2) 特例入居の要件に該当することを判定するに当たっては、次に掲げる事情を考慮するものとする。
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3. 入居申込

- (1) 入居の申込みをする場合は、別紙「特別養護老人ホームこころ三清荘」入居申込書（以下「入居申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、入居を希望する被保険者本人又はその家族等が施設に提出する。（指定介護老人福祉施設等入所申込書 別紙様式1も入居申込書とする）
 - ア 介護保険被保険証の写し（必須）
 - イ 被爆者健康手帳の写し（持っておられる方）
 - ロ 入所希望者についての意見書（参考様式）
- (2) 要介護1又は2の認定を受けている者の入居申込については、以下のとおりとする。
 - ア 入居申込書の「特例入居の要件に係る事項」の内容を入居申込者側に説明の上、特例入居の要件への該当に関する入居申込者側の考えを記載してもらうこととする。
 - イ 入居申込側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入居申込を受け付けない取扱いはしない。
 - ウ 特例入居の要件に該当する入居判定対象者（以下「特例入居対象者」という。）として入居申込を行う者は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する別紙様式2「特例入居の要件に係る情報提供書」（以下「情報提供書」という。）を入居申込書に添付することとする。

エ ウに規定する入居申込者が居宅サービスを利用していない場合等、居宅介護支援事業所の介護支援専門員による情報提供書の作成が困難な場合にあつては、施設においてこれを作成するものとする。ただし、病院、地域包括支援センター等、入居申込者の状況を把握する関係機関があれば、当該機関に情報提供書の作成を依頼することは差し支えない。

- (3) 入居申込書を受理した施設は、入居申込者の了解を得て、必要に応じて介護支援専門員等から入居の必要性等に関する意見を徴することができる。

4. 入居指針の説明

施設は、入居申込書を受理したときは、入居申込者及びその家族に対して、本入居指針の内容について説明を行うとともに、介護度、介護状況等に変化があつた場合は、施設に対して連絡するよう依頼する。

5. 特列入居対象者等に係る情報共有

- (1) 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から入居申込を受けた場合は、当該入居申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に報告を行うものとする。
- (2) 施設は、要介護1又は2の認定を受けている入居申込者を特列入居対象者に該当するものとして判定し、入居を決定する場合にあつては、その決定を行うまでの間に、当該入居申込者が特列入居対象者に該当するか否かについて、保険者市町村に意見を求めるものとする。この場合において、入居申込者が、広島市が行う介護保険の被保険者であるときの意見照会は、所定の様式に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

ア ところ三清荘入居申込書

イ 情報提供書

6. 入居判定委員会の設置

施設は、入居順位の決定に係る事務を公平に処理するために、合議制の入居判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成

ア 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。

なお、委員には入所決定の公平性・中立性が保たれる第三者委員当を加えるものとする。

イ 開催

委員会は、必要に応じて施設長が開催する。

ウ 委員会の所管事務

委員会は、申込書、面接調査票に基づいて入居の必要性について検討し、入居の決定を行う。

エ 記録

① 委員会は、開催の都度その協議内容を記録し、これを年間保存するものとする。また、第5項第2号の規定により、保険者市町村に意見を求めた場合は、この意見照会に係る書類も併せて保存するものとする。

② 施設は、保険者市町村から求めがあつたときは、①に規定する記録を提出するものとする。

③ 施設は、入居申込書やその家族から委員会の協議内容の開示を求められた場合は、個人の情報に係る部分を除き、これに応じることとする。

オ 守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者に係る情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後

も同様とする。

7. 入居決定方法

施設長は、入居順位名簿に基づき入居者の決定を行う。ただし、入居者の決定にあたっては、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、次の項目等を勘案して入居者の決定を調整する。

- (1) 性別に応じた居室の状況
- (2) 認知症に対する施設の受入体制
- (3) 医療を必要とする場合における施設の受入体制

8. 入居待機者名簿の管理

- (1) 施設は、入居申込書を受理したときは、入居待機者名簿にその内容を記載して管理するものとする。

この場合において、要介護1又は2の認定を受けている者からの入居申込については、施設において当該入居申込者が特例入居対象者に該当するか否か判定した後、特例入居対象者とその他入居申込者が判別できるように記載するものとする。

- (2) 入居申込者から介護度、介護状況等が変化した旨の連絡があった場合は、入居待機者名簿にその内容を記録するものとする。また、入居申込者からの入居申込書の取下げの申出があった場合は、入居待機者名簿から削除するものとする。

9. 特別な事由による優先入居

次の場合には施設長の判断により、例外的に入居の決定ができる。この場合には、入居決定後、最初に開催する委員会において、その経過を報告し、議事録に記載する。

- (1) 入院を契機として入居契約を解除したものが、退院後在宅での介護が困難である場合（特例入居対象者として判定を受けていない者が、再入居時において要介護1又は2の認定を受けている場合を除く）。
- (2) 介護者による虐待、介護放棄又は介護者の急な入院・死亡等により、緊急的な入居の申出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合
- (3) 市町村から老人福祉法に定める措置による入居の依頼があった場合
- (4) その他特段の緊急性が認められる場合

10. 入居辞退者の取り扱い

- (1) 委員会において入居を決定したにもかかわらず、特段の理由なく入居申込者の都合により辞退した場合は、施設長の判断により、入居順位から繰り下げることができる。
- (2) 前号の規定に基づいて入居順位を繰り下げた後、入居申込者が再度入居を辞退した場合には、入居申込者の意思にかかわらず、施設長の判断により、入居申込名簿から削除することができる。
- (3) 入居申込者の入院等やむを得ない理由により、一時的に入居を延期する場合は、前2号の規定にかかわらず、順位の繰り下げ等の措置を保留するものとする。

11. 適正な運用

- (1) 施設は、この指針に基づき、適正に入居決定事務を行う。
- (2) 広島市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。

12. 入居指針の施行時期

この入居指針は、平成 29 年 9 月 1 日から適用する。

附則

この入居指針は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この入居指針は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この入居指針は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この入居指針は令和 4 年 2 月 1 日から施行する。